

# 令和4年4月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

# 令和4年4月定例教育委員会提出案件

(令和4年4月22日提出)

## (議案事項)

議第10号 中津市体育協会補助金交付要綱の一部改正について P 1

## (報告事項)

報 告 中津市スポーツ推進委員の退任について P 15

報 告 教育委員会所管会計年度任用職員等の任用の専決処分  
について P 17

中津市体育協会補助金交付要綱の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

令和4年4月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

# 中津市体育協会補助金交付要綱の

## 一部改正概要

### 1 趣旨

中津市体育協会から中津市スポーツ協会に名称が変更されたため、要綱内名称も変更するもの。また、令和2年度から令和3年度にかけて行われた財政援助団体の監査においての指摘に基づいて、補助対象外経費及び新規の大会について明記するもの。

### 2 一部改正の内容

- ①要綱内の名称を中津市体育協会から中津市スポーツ協会に変更する。
- ②補助対象外経費を明記する。
- ③補助事業の種類、対象経費、補助率および限度額を変更する。
- ④現在実施していない大会を削除し、新規の大会を明記する。

### 3 施行期日

令和4年5月1日

教育委員会体育・給食課  
(内線 472)

## 中津市スポーツ協会運営補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 中津市スポーツ協会運営補助金（別表第1及び別表第2を除き、以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、中津市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）が、スポーツ振興事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を市が補助することにより、市民体育の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象及び補助限度額)

第3条 市長は、スポ協が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1のとおりとする。

3 別表第2に掲げる経費は、補助の対象としない。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

### (交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

### (状況報告)

第6条 スポ協は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

### (実績報告)

第7条 スポ協は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 事業の実績を記した書類

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）によりスポ協に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため、事業完了前に交付することが必要であると認めるときは、補助金の全部又は一部を事前に概算で交付することができる。

2 スポ協は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類等の整備）

第10条 スポ協は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和4年中教体第198号）

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費		補助率及び限度額	
1	スポ協の運営費として必要な経費	10分の10	
2	各種事業費	(1) スポーツ振興費 (市民講座その他スポーツ事業に要する経費に限る。)	10分の10
		(2) 県民体育大会費	10分の10
		(3) 市民体育大会費	1競技につき一律3万円
		(4) 県内一周駅伝大会費	前年度決算額を限度に市長が認める額
		(5) ふるさとスポーツ振興事業費	10分の10
		(6) その他スポーツ振興に要する経費	10分の10
3	各種補助金の支出に要する経費	(1) 諭吉の里「なかつ」ハーフマラソン・ウォーキング大会補助金	10分の10
		(2) 台覧記念相撲大会補助金	10分の10
		(3) 成人祝賀駅伝大会補助金	10分の10
		(4) 全国大会運営補助金	30万円を限度に市長が認める額
		(5) その他大会補助金	10分の10
4	大分県スポーツ協会負担金の支出に要する経費	大分県スポーツ協会が指定する額	
5	加盟競技団体の推進に要する経費	スポ協の予算執行状況に	

	応じ、加盟団体負担金の2倍に相当する額を限度に市長が認める額
6 全国大会出場助成金の支出に要する経費	団体の場合は1団体につき10万円、個人の場合は1人につき2万円を限度に市長が認める額
7 スポーツ協会特別表彰報奨金の支出に要する経費 (全国大会又は国際大会に出場し、優勝又はこれに準ずる成績を収めた個人又は団体に交付する場合に限る。)	団体の場合は1団体につき10万円、個人の場合は1人につき5万円を限度に市長が認める額
8 支部協会の運営費として必要な経費	10分の10
9 県内で開催されるプロスポーツ観戦チケット購入に要する経費	10分の10

別表第2（第3条関係）

補助対象外経費

項目	例
役員手当	役員に対する給与的な意味合いの報酬等
交際費・慶弔費	香典代、生花代等
食糧費	酒代、懇親会費、視察研修時の弁当代等
旅費・宿泊費	遠方への視察、慰労を伴うもの（市において旅費として支給可能なものに準じるものを除く。）
補助金又は負担金	上部組織、下部組織、関係団体等への補助金又は負担金（事業内容を精査の上、補助対象とした方が事務効率性に優れる等の合理的な理由がある場合を除く。）
備品購入費	補助事業以外での利用も可能な汎用性の高い備品の購入に要する経費
積立金・寄付金	
予備費	
参加賞	イベント又は大会の開催時に配布する参加賞に要する経費。ただし、参加料を徴収している場合であって、補助対象とすることが社会通念上許容されると認められるときは、市長が関係部署と協議の上、相当と認める範囲内で補助対象とすることができる。



改正後	改正前																																	
<p>第7条 <u>スポ協</u>は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）により<u>スポ協</u>に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>スポ協</u>は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(関係書類等の整備)</p> <p>第10条 <u>スポ協</u>は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p><u>(この要綱の失効)</u></p> <p>2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要</p>	<p>第7条 <u>体協</u>は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(補助金の額の確定等)</p> <p>第8条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第5号）により<u>体協</u>に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>体協</u>は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(関係書類等の整備)</p> <p>第10条 <u>体協</u>は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>																																	
<p><u>この要綱の失効前に完了した補助事業における第7条から第10条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</u></p>																																		
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th> <th>補助率及び限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>スポ協の運営費として必要な経費</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">各種事業費</td> <td>(1) スポーツ振興費（市民講座その他スポーツ事業に要する経費に限る。）</td> </tr> <tr> <td>(2) 県民体育大会費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10分の10</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費		補助率及び限度額	1	スポ協の運営費として必要な経費	10分の10	2	各種事業費	(1) スポーツ振興費（市民講座その他スポーツ事業に要する経費に限る。）	(2) 県民体育大会費			10分の10	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象事業</th> <th>対象経費</th> <th>補助率及び限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>団体運営費</td> <td>体協の運営費として必要な経費</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td rowspan="2">各種事業費</td> <td>1. スポーツ振興費</td> <td rowspan="2">全額</td> </tr> <tr> <td>①市民講座に要する経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 県民体育大会費</td> <td rowspan="2">全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>県民体育大会に要する</td> </tr> </tbody> </table>		対象事業	対象経費	補助率及び限度額	(1)	団体運営費	体協の運営費として必要な経費	全額	(2)	各種事業費	1. スポーツ振興費	全額	①市民講座に要する経費			2. 県民体育大会費	全額			県民体育大会に要する
補助対象経費		補助率及び限度額																																
1	スポ協の運営費として必要な経費	10分の10																																
2	各種事業費	(1) スポーツ振興費（市民講座その他スポーツ事業に要する経費に限る。）																																
		(2) 県民体育大会費																																
		10分の10																																
	対象事業	対象経費	補助率及び限度額																															
(1)	団体運営費	体協の運営費として必要な経費	全額																															
(2)	各種事業費	1. スポーツ振興費	全額																															
		①市民講座に要する経費																																
		2. 県民体育大会費	全額																															
		県民体育大会に要する																																

改正後			改正前				
	(3) 市民体育大会費	1 競技につき一律 3 万円			経費		
	(削る。)	(削る。)			3. 市民体育大会費		一競技一律 3 万円
	(4) 県内一周駅伝大会費	前年度決算額を限度に市長が認める額			市民体育大会に要する経費		
	(5) ふるさとスポーツ振興事業費	10分の10			4. 中津日田駅伝競走費		前年度決算額を限度として交付
	(6) その他スポーツ振興に要する経費	10分の10			中津日田駅伝競走に要する経費		
					5. 県内一周駅伝大会費		前年度決算額を限度として交付
3 各種補助金の支出に要する経費	(1) 諭吉の里「なかつ」ハーフマラソン・ウォーキング大会補助金	10分の10	(3) 各種補助金	①健康マラソン諭吉の里「なかつ」ハーフマラソン・ウォーキング大会補助金	前年度決算額を限度として交付		
	(2) 台覧記念相撲大会補助金	10分の10		②台覧記念相撲大会補助金	前年度決算額を限度として交付		
	(3) 成人祝賀駅伝大会補助金	10分の10		③成人祝賀駅伝大会補助金	前年度決算額を限度として交付		
	(4) 全国大会運営補助金	30万円を限度に市長が認める額		④その他の大会補助金	前年度決算額を限度として交付		
	(5) その他大会補助金	10分の10		(新設)	(新設)		
4 大分県スポーツ協会負担金の支出に要する経費		大分県スポーツ協会	(3) 県体育協会負担	県体育協会の指定する額	県体育協会加盟団体		

改正後		改正前			
費	が指定する額		金		規程第4条に定める額
5 加盟競技団体の推進に要する経費	スポ協の予算執行状況に応じ、加盟団体負担金の2倍に相当する額を限度に市長が認める額	(4)	推進費	加盟競技団体の推進に要する経費(但し体育協会予算執行状況に応じて交付)	一競技団体3万円を限度とする
6 全国大会出場助成金の支出に要する経費	団体の場合は1団体につき10万円、個人の場合は1人につき2万円を限度に市長が認める額	(5)	全国大会出場助成金	全国大会出場に要する経費の一部助成	団体10万円・個人3万円を限度とする
7 スポーツ協会特別表彰報奨金の支出に要する経費(全国大会又は国際大会に出場し、優勝又はこれに準ずる成績を収めた個人又は団体に交付する場合に限る。)	団体の場合は1団体につき10万円、個人の場合は1人につき5万円を限度に市長が認める額	(新設)			
8 支部協会の運営費として必要な経費	10分の10	(6)	支部協会運営費	支部協会の運営費として必要な経費	全額
9 県内で開催されるプロスポーツ観戦チケット購入に要する経費	10分の10	(7)	スポーツ振興事業費	1. 市内小・中・高校のスポーツ振興費 ・コアやまくにのアイススケート体験に要する費用 2. トリニータ支援事業費 ・トリニータのホームゲーム年間シート購入に要する費用	前年度決算額を限度として交付 前年度決算額を限度として交付

改正後

改正前

別表第2（第3条関係）

(新設)

補助対象外経費

項目	例
役員手当	役員に対する給与的な意味合いの報酬等
交際費・慶弔費	香典代、生花代等
食糧費	酒代、懇親会費、視察研修時の弁当代等
旅費・宿泊費	遠方への視察、慰労を伴うもの（市において旅費として支給可能なものに準じるものを除く。）
補助金又は負担金	上部組織、下部組織、関係団体等への補助金又は負担金（事業内容を精査の上、補助対象とした方が事務効率性に優れる等の合理的な理由がある場合を除く。）
備品購入費	補助事業以外での利用も可能な汎用性の高い備品の購入に要する経費
積立金・寄付金	
予備費	
参加賞	イベント又は大会の開催時に配布する参加賞に要する経費。ただし、参加料を徴収している場合であって、補助対象とすることが社会通念上許容されると認められるときは、市長が関係部署と協議の上、相当と認める範囲内で補助対象とすることができる。

中津市スポーツ推進委員の退任について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

令和4年4月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

## 中津市スポーツ推進委員の退任について

### 【中津市スポーツ推進委員の退任】

氏名	性別	年齢	地区	住所
秋吉 郁子	女性	51	三光	中津市三光臼木 1140-7

退任理由：秋吉委員は、スポーツ推進委員としてこれまで三光地区の地域振興やスポーツ振興に7年間尽力されて参りました。任期の途中ではありますが、本人のから申し出がありましたので事務局として受理し、令和3年度末をもって退任されました。

秋吉委員の委嘱期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）

### 【参考（令和4年度）】

（地区内訳）

地区名	人数	内訳
中津	8名	男：8 女：0
三光	9名	男：6 女：3
本耶馬溪	9名	男：6 女：3
耶馬溪	11名	男：6 女：5
山国	7名	男：7 女：0
合計	44名	男：33 女：11

（スポーツ推進委員定数）

○中津市スポーツ推進委員に関する規則

第3条 スポーツ推進委員は、54人以内とする。

教育委員会所管会計年度任用職員等の任用の専決処分について

令和4年4月1日付け教育委員会所管会計年度任用職員等の任用について、中津市教育委員会所管事務委任規則第5条の規定に基づき専決したので、同規則第6条の規定に基づきこれを報告いたします。

令和4年4月22日提出

中津市教育委員会

教育長 栗 田 英 代

再任用・任期付・会計年度任用職員の配置状況(令和4年4月1日現在)

所属課	職名等	職務内容	人数
教育総務課	一般事務	教育総務係の所掌事務に関すること(教育総務課配置)	1
	事務補助	一般事務(教育総務課配置)	1
	学校支援員	印刷等補助、給食事務、文書の受付・整理等学校事務の支援	31
	学校用務員	環境美化、簡易な修繕等学校における用務作業	31

64

所属課	職名等	職務内容	人数
学校教育課	一般事務	学校教育課の所掌事務に関すること	4
	事務補助	一般事務(学校教育課配置)	1
	学校指導専門員	各分野(不登校・特別支援教育)における専門的な指導	2
	英語コーディネーター	ALTと教育委員会・学校間の連絡調整や授業に係る支援、ALTの生活支援や事務支援	1
	学校保健健康管理事務職員	学校保健に関する事務補助	1
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒への環境への働きかけ、保護者・教職員等に対する相談や支援	3
	GIGAスクールサポーター	小・中学校におけるICT機器の把握・管理、使用マニュアル作成、使用方法の周知	4
	スクールカウンセラー	課題を抱える児童生徒の心理相談、保護者・教職員等に対する相談や支援	2
	不登校防止嘱託指導員	中津市適応指導教室(ふれあい学級)における児童生徒の指導	1
	中学校教諭	中学校教諭業務全般	2
	ALT	外国語指導助手	6
	国際化推進員	外国語指導助手	1
	日本語指導員	日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒への日本語指導	2
	学校図書館司書	学校図書館の管理・運営、読書・教材としての図書活用の推進、HP更新補助	25
	スクールサポートスタッフ	教員補助業務	18
	学習補助員	複式学級の一部解消、習熟度別指導等の学習支援	15
	学習指導員	複式学級の一部解消、習熟度別指導等の学習支援	8
	教育補助員	障害のある幼児・児童・生徒の学校教育活動における補助的支援	58
	幼稚園教諭	幼稚園業務全般	5
	預かり保育員	保育指導補助業務	21
幼稚園代替	幼稚園教諭の代替	5	

185

所属課	職名等	職務内容	人数
社会教育課	事務補助	一般事務(歴史博物館配置・社会教育課配置)	3
	一般事務	中津文化協会事務・中津文化会館事務・まなびん館事務	3
	文化財調査員	発掘調査、遺物整理作業、発掘調査に伴う書類作成等	1
	社会教育指導員	各種講座の企画、運営、指導、助言等	12
	社会教育指導員(人権)	人権教育、講演、人権講座の企画、運営、指導、助言等(人権・同和対策課配置)	5
	公民館長	公民館管理、各種講座の企画、運営、指導、助言等	15
	中津市木村記念美術館館務員	美術館の管理、受付、書籍販売、展示の説明等	2
	歴史博物館専門員	歴史博物館における教育・普及業務	1
	史料館等館務員	文化財資料館の管理、受付、書籍販売、展示の説明等	14
	史料館等館務員(代替)	文化財資料館館務員の代替	5
	遺物整理作業員	発掘調査で出土した文化財の洗浄・注記・接合・実測・報告書作成補助	10
	学芸員	福澤研究及び関係機関との連携業務	1

72

所属課	職名等	職務内容	人数
小幡記念図書館	図書館司書	図書の貸出返却及びレファレンス等の館内奉仕業務、図書管理業務	18
	一般事務	図書館事務	1
	事務補助	図書館司書業務補助	1
	移動図書館職員	移動図書館車の運転・管理、移動図書館車での貸出返却業務	4
	図書館施設管理員	図書館の研修室、視聴覚室の管理・貸館業務、館内保安業務	1
	図書館配架整理職員	返却本の分類別配架及び書架整理、施設内警備業務等	1

26

所属課	職名等	職務内容	人数
体育・給食課	一般事務	体育・給食課の掌握事務に関すること	1
	事務補助	体育・給食課の掌握事務に関すること	1
	施設管理員	体育施設の維持管理業務	25
	アクアパークスタッフ	アクアパークの運営・管理業務	10
	学校給食調理員	学校給食の調理業務	9
	学校給食調理員(代替)	給食調理員の代替	2
	学校給食配送員	学校給食の配送業務	5
	学校給食配送員(代替)	学校給食の配送業務	1

54

計		401
---	--	-----

## 4月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(金)	13:00	第1回定例校長会議	研修室	学校教育指導指針、各事業の説明等
2日(土)	14:00	上映会(児童) 「ふしぎ駄菓子屋銭天堂2」	小幡記念図書館 視聴覚室	
3日(日)	:			
4日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
	15:30	新採用教職員等服務規律研修	研修室	教育公務員、組織人としての自覚等
5日(火)	:			
6日(水)	:			
7日(木)	:			
8日(金)	:	小・中学校始業式	各小・中学校	
	:	幼稚園入園式	各幼稚園	
9日(土)	14:00	上映会(一般) 「博士と狂人」	小幡記念図書館 視聴覚室	
10日(日)	:			
11日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
12日(火)	:	中学校入学式	各中学校	
	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業 「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティー センター	
	13:30	中津市生涯学習大学開講式	小幡記念図書館	
13日(水)	:	小学校入学式	各小学校	
	15:00	第1回教頭会議	研修室	学校組織・マネジメントの要
14日(木)	:			
15日(金)	:			
16日(土)	:			
17日(日)	:			
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
19日(火)	:	全国学力学習状況調査(小6、中3)		
20日(水)	:	企画展「やばのみほとけ」開幕(6/5まで)	歴史博物館	なかはく年間テーマ「大耶馬溪博覧会」
	10:30	赤ちゃんおはなし会(2部開催) ※2部:11:00～	小幡記念図書館 視聴覚室	
21日(木)	:			
22日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
23日(土)	14:00	上映会(児童) 「うっかりペネロペたくさんおぼえたよ編」	小幡記念図書館 視聴覚室	
24日(日)	:			
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	
26日(火)	:	大分県学力定着状況調査(小5、中2)		
	10:30	中津地区公民館連合会総会	和田コミュニティセンター	
27日(水)	:			
28日(木)	15:00	県教育長会議	大分市	
29日(金)	9:00	第32回 八面山平和マラソン大会 東京オリンピック「レガシーの砂」授与式	三光総合運動公園 多目的グラウンド	
30日(土)	10:00	「やばのみほとけ」ギャラリートーク	歴史博物館	

## 5月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(日)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
2日(月)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!(臨時開館)	歴史博物館	歴史博物館	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
3日(火)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
4日(水)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
5日(木)	10:00	GWは「なかはく」で遊ぼう!	歴史博物館	歴史博物館	
6日(金)	:				
7日(土)	14:00	上映会(児童) 「ファン&ファンシーフリー」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
8日(日)	11:00	講座「ほとけさまのかたち」	歴史博物館	歴史博物館	
	15:00	「やばのみほとけ」ギャラリートーク	歴史博物館	歴史博物館	
9日(月)	10:00	春のおたのしみおはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 研修室	小幡記念図書館	
	11:00	春のおたのしみおはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 研修室	小幡記念図書館	
10日(火)	:				
11日(水)	15:00	教育課程研究協議会総会	オンライン開催	学校教育課	
12日(木)	:				
13日(金)	:				
14日(土)	:	国際ソロプチミストお茶会	歴史博物館	国際ソロプチミスト	
	14:00	上映会(一般) 「荒野にて」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
15日(日)	10:00	古代ウォーク	長者屋敷官衙遺跡	歴史博物館	
	10:00	O-Labo	歴史博物館	大分県教育委員会	
	10:00	第27回八面山スケッチ大会	八面山野外音楽堂周辺	社会教育課	
16日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
17日(火)	12:30	赤ちゃん絵本の読み聞かせ事業「はじめましてひらくっちゃん」	三光コミュニティーセンター	小幡記念図書館	
	14:00	定例校長会議	研修室	学校教育課	
18日(水)	10:30	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	11:00	赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	15:00	いじめ問題対策連絡協議会	大会議室		
19日(木)	:				
20日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
21日(土)	10:00	講座「みぢかなほとけさまー石仏に中世を読むー」	歴史博物館	歴史博物館	
	14:00	上映会(一般) 「岩合光昭の世界ネコ歩き」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
22日(日)	:				

23日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
24日（火）	：	「画水会」展示(6月19日まで)	歴史博物館	歴史博物館	
25日（水）	10：00	日本遺産総会	新中津市学校	歴史博物館	市長他
26日（木）	：				
27日（金）	：				
28日（土）	14：00	上映会(児童) 「おしりたんてい16」	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
	15：00	講座「ほとけさまのお手本－図像抄入門－」	歴史博物館	歴史博物館	
29日（日）	：				
30日（月）	11：00	おはなし会(幼児向け)	小幡記念図書館 視聴覚室	小幡記念図書館	
31日（火）	：				